

6 かながわ新総合計画21 ローリング基本方針

(1999年6月8日決定)

I 基本的な考え方

1 少子・高齢化の進展や地球環境問題の拡大など、かながわ新総合計画21(以下新総21という。)で見通した中長期的な時代の変化は策定時と基本的に変わらないと思われる所以、計画の中で示している神奈川の将来像や政策の基本的な方向と、将来を展望し、今から備えておく必要のある重要な課題として設定した5つの県土構想と8つの重点政策課題については、今後とも基軸となるものと考えられる。

しかし、策定後に、ダイオキシン問題、介護保険制度など県として対応が必要な政策課題が顕在化してきており、また、県土づくり、まちづくり、人づくりなど、県土構想や重点政策課題に対応して芽を出してきた施策の育成や、ロボット創造国際競技大会をはじめとする21世紀を明るく夢をもって迎えるイベントなど、新たな位置づけが必要と考えられる事業もできている。また、策定後の市町村の政策環境の変化等に伴い、新たな市町村事業の位置づけなどが必要となっている。

さらに、策定時に明らかにした5年間の収入の見通しが、その後の経済状況の悪化により、県税収入を中心に乖離が大きくなっている。5年間の事業計画の計画額の確保が極めて厳しい状況となっている。

2 そこで、こうした新たな状況に対応し計画の推進を図るために、次のとおりローリングを実施する。

(1) 実行計画については、新総21の基本的な考え方を踏襲し、継続することを前提として、現在の財政状況を踏まえ、新たな政策課題への対応や優先的な取組みを明確にするため、計画上、総合的かつ重点的に取り組むべき施策群である重点プロジェクトの改訂を行うことにより、計画期間2000年度から2002年度までの3年間の施策の重点的な取組みを明らかにすることとする。

これに伴い、2001年度までの5年間の事業計画については、現在の財政状況によりその実現が難しいこと、重点プロジェクト

の新たな目標年次と整合を図る必要があることから、計画期間を1年延長し、2002年度までの6年間とする。

主要施策については、原則として今回の改訂の対象とはしないが、新たに取り組む必要のある重要度の高い事業のうち、重点プロジェクトへの位置づけが難しいものについては、主要施策の構成事業の追加等により、計画上の位置づけを明らかにする。

なお、現計画の重点プロジェクトでは、県民生活に密接に結びついたまちづくりの事業の位置づけが少ないので、ローリング後の計画では、これらの事業について、重点プロジェクトとは別に今後3年間に優先的に取り組む事業内容を明らかにする。

(2) 地区実行計画については、地域の動向等を踏まえ、「特色ある地域づくり」のために位置づけられた地域プロジェクトを改訂することとする。

II 改訂計画の概要

1 実行計画

(1) 計画体系及び改訂の範囲

5つの県土構想及び8つの重点政策課題に対応する既存の重点プロジェクトの構成施策・構成事業の見直しや新たな重点プロジェクトの追加等により、「施策の重点的な取組み」としての重点プロジェクトの改訂を行うとともに、重点プロジェクトへの位置づけが難しい重要度の高い事業については、主要施策の構成事業の追加等を行う。また、まちづくりの事業のうち優先的に取り組む必要のある事業については、今後3年間に取り組む事業内容を明らかにする。

(2) 計画の期間

2000年度から2002年度までの3年間とする。

(3) 財政状況の見通し

「施策の重点的な取組み」の計画額を明らかにする方向で整理するとともに、計画期間内の財政状況の見通しについて試算する。

2 地区実行計画

(1) 計画体系及び改訂の範囲

地域の将来像や地域プロジェクトのねらい、施策の組立等の基本的な構成に沿って、事業の見直し等を行うことにより、地域プ



プロジェクトを改訂する。

(2) 計画の期間

2000年度から2006年度までの7年間とする。

III 計画事業の選定にあたっての視点

- 1 社会経済状況や県民ニーズの変化、厳しい財政状況を踏まえ、改めて施策・事業の緊急性、優先度から、計画事業の選定や実施時期の調整を図る。
- 2 行政システム改革の取組み、地方分権の進展や県民活動の高まりを踏まえ、県の果たすべき役割や市町村、民間、国等との経費分担のあり方を明確にする。
- 3 民間資金や創意の活用など事業実施の一層の工夫を図る。
- 4 市町村や民間とのパートナーシップに基づく事業の仕組みづくりを大切にする。

IV 県民参加の基本的な考え方

県民参加は、ローリング方針決定後及び骨子案決定後の2段階実施することとし、各段階に応じた参加の方式や機会の設定と分かりやすい資料の提供に努める。

県民参加のプロセスを重視し、県民等との応答関係を明らかにする「透明性の高い計画づくり」に努める。

V 庁内体制

計画改訂の本格的な作業を全庁をあげ、円滑に推進するため、かながわ新総合計画21推進会議を活用し、総合調整を図る。

各部局間等の連絡調整は、企画調整会議及び地区行政センター企画調整会議を通じて行う。

計画の調整及びとりまとめは、総務部の協力を得て、企画部が行う。

VI スケジュール

改訂計画は、平成12年1月末を目指して策定するものとする。

スケジュールは、概ね別紙のとおりとする。(別紙省略)

VII その他

この基本方針に定めるもののほか、計画改訂について必要な事項及び手続き等については、別に定める。